

# 伊方町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年3月7日（月）午後1時30分～午後2時20分

2. 開催場所 伊方町役場本庁 6階 大会議室

## 3. 農業委員

### ①出席委員 13人

会長	14番	浜西岩三郎
委員	1番	宮崎敏郎
	3番	福田榮次郎
	4番	大林茂樹
	5番	松本安幸
	6番	大川利光
	7番	清水重文
	8番	木下幸保
	9番	小野瀬マサエ
	10番	中田初美
	11番	松本虎彦
	12番	中村高律
	13番	小田輝彦

### ②欠席委員 なし

## 4. 農地利用最適化推進委員

### ①出席推進委員 3人

第2区	佐竹元
第3区	山寄勝司
第6区	松澤周作

## 5. 議事日程

日程第1	議事録署名委員の氏名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	報告第19号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第4	議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5	議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第6	議案第31号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第7	議案第32号 農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（案）の決定について
日程第8	議案第33号 伊方町農業委員会農地移動適正化あっせん基準の変更について

## 6. 出席した事務局職員

事務局長 田所孝之

## 7. 会議の概要

- 事務局           ただ今から、3月の定例総会を開会いたします。開会にあたりまして、浜西会長からご挨拶を申し上げます。
- 会長               (浜西会長・あいさつ)
- 事務局           それでは、議事に入らせていただきます。議事進行は会議規則3条によりまして、浜西会長にお願いします。
- 議長              ただ今から、3月定例総会の会議を開きます。本日の出席委員は、13名中13名で定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。
- 議長              日程第1、「議事録署名委員の指名について」、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。
- (異議なし)
- 議長              異議なしと認めます。
- それでは、7番 清水委員さん、8番 木下委員さんをお願いいたします。
- 議長              次に、日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。
- 会期は、本日の1日間と致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。
- (異議なし)
- 議長              異議なしと認めます。
- よって、会期は本日の1日間と決定しました。
- 議長              次に、日程第3、報告第19号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を事務局よりお願いします。
- 事務局           1ページの報告第19号をご覧ください。
- (報告書朗読)
- 遺産分割は、農地法第3条第1項第12号によって許可の適用除外とされ、許可は不要となり、農地法第3条の3第1項による届出となっています。
- 以上で説明を終わります。
- 議長              ありがとうございました。ただいま事務局から報告がありましたが、報告内容について、質疑はありませんか。
- (質問・意見なし)
- 議長              質疑がないようですので、次に移ります。
- 議長              次に、日程第4、議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
- 議長              事務局より提案説明をお願いします。
- 事務局           2ページは議案第29号の議案書、3ページは位置図です。

それでは、議案を読み上げます。

(議案書朗読)

譲渡人は、県外に居住しており、農業に従事することが困難な状況であるため、双方の同意により売買する。譲受人は、農業に精進するものであります。

売買価格は、〇〇〇円で10a当たり〇〇〇円です。

それでは、農地法第3条第2項の各号について説明をいたします。

本日、お配りしました農地法第3条の規定による許可申請に係る調査書①をご覧ください。

第1号の全部効率利用要件ですが、耕作に必要な農機具として、農業用自動車2台、選果機1台、草刈機4台、動力噴霧機1台、モノラック5基を所有されております。非耕作地、貸付地は無く、農作業経験も十分ありますので効率利用要件は満たされると見込まれます。

2号、3号については該当いたしません。

4号の農作業常時従事者ですが、申請人は、年間150日従事しているということですので、農作業常時従事者と見込まれます。

第5号の最低下限面積も問題ありません。

第6号の転貸にも該当いたしません。

第7号の地域の調和要件ですが、譲受人は同じ地域内で農業をされておられますので、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えております。

以上、農地法等に係る要件は満たしておりますので、よろしくご審議をお願いします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、担当委員の農業委員及び推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。まず、第6区の松澤推進委員さんからお願いします。

第6区

松澤推進委員

大川委員と一緒に現地等の調査を行いました。事務局から説明がありましたとおり農地法の要件は満たしています。周辺農地並びに地域営農には影響ないものと思われまます。以上のことから問題はないものと思います。ご審議の程、よろしくをお願いします。

議長

6番

大川委員

次に、6番の大川委員さんからお願いします。

松澤推進委員の報告のとおりで、補足はありません。申請に問題ないものと思えます。ご審議の程、よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。ただ今の、事務局、地区担当委員からの説明について、発言の方の挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

議長

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第29号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第29号は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、日程第5、議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長  
事務局

事務局より提案説明をお願いします。

4 ページは議案第 3 0 号の議案書、5 ページは位置図です。

それでは、議案を読み上げます。

(議案書朗読)

譲渡人は、農業後継者がいないため、双方の同意により売買する。譲受人は、経営主として農業に精進するものであります。

売買価格は、〇〇〇円で 1 0 a 当たり 〇〇〇円です。

それでは、農地法第 3 条第 2 項の各号について説明をいたします。

本日、お配りしました農地法第 3 条の規定による許可申請に係る調査書②をご覧ください。

第 1 号の全部効率利用要件ですが、耕作に必要な農機具として、農業用自動車 1 台、選果機 1 台、草刈機 2 台、動力噴霧機 2 台、モノラック 3 基を所有されております。非耕作地、貸付地は無く、農作業経験も十分ありますので効率利用要件は満たされると見込まれます。

2 号、3 号については該当いたしません。

4 号の農作業常時従事者ですが、申請人は、年間 2 5 0 日従事しているということですのでありますから、農作業常時従事者と見込まれます。

第 5 号の最低下限面積も問題ありません。

第 6 号の転貸にも該当いたしません。

第 7 号の地域の調和要件ですが、譲受人は同じ地域内で農業をされておられますので、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えております。

以上、農地法等に係る要件は満たしておりますので、よろしくご審議をお願いします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、担当委員の農業委員及び推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。まず、第 2 区の佐竹推進委員さんからお願いします。

第 2 区  
佐竹推進委員

福田委員と一緒に現地等の調査を行いました。事務局から説明がありましたとおり農地法の要件は満たしています。周辺農地並びに地域営農には影響ないものと思われまます。以上のことから問題はないものと思います。ご審議の程、よろしくお願ひします。

議長

次に、3 番の福田委員さんからお願いします。

3 番

佐竹推進委員の報告のとおりで、補足はありません。申請に問題ないものと思ひます。ご審議の程、よろしくお願ひします。

福田委員

議長

ありがとうございました。ただ今の、事務局、地区担当委員からの説明について、発言の方の挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

議長

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第 3 0 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第 3 0 号は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、日程第6、議案第31号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長 事務局より提案説明をお願いします。

事務局 6ページは議案第31号の議案書、7ページは位置図、8ページは地番地目図、9ページは土地利用計画図、10ページは平面図、11ページから12ページは現況写真、13ページは土地改良区の意見書です。

それでは、議案を読み上げます。

(議案書朗読)

本日、お配りしました農地法第4条第1項の規定による許可申請書に係る調査書①をご覧ください。

申請地は、第2種農地であります。第1種農地の例外許可として認められている集落接続に該当します。したがって、立地基準には適合しておりますので、一般基準の審議をお願いします。

まず、一般基準第3号の転用の確実性ですが、資金調達の見込み、遅滞なく工事に着工する見込み、目的どおりに利用する見込み、転用面積の妥当性、全て問題ないと思われれます。

次に第4号の周辺農地等への影響についても問題はないと思います。

よって、本件は農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えられます。

以上で説明を終わります。ご審議、よろしくをお願いします。

議長 ただ今の事務局の説明に関連して、担当委員の農業委員及び推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。まず、第3区の山寄推進委員さんからお願いします。

第3区 山寄推進委員 福田委員と一緒に現地確認を行いました。申請地は、周辺にも宅地が存在しており、土砂流出を防止する計画になっているため、周辺の農地や周囲への影響はないものと思います。また、事務局から説明がありまして農地法の要件は満たしています。以上のことから農地転用は問題ないものと思います。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長 次に、3番の福田委員さんからお願いします。

3番 山寄推進委員の報告のとおりで、補足はありません。申請は問題ないものと思います。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

福田委員

議長 ありがとうございます。ただ今の、事務局、地区担当委員からの説明について、発言の方の挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

議長 よろしいですか、それでは採決いたします。議案第31号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので議案第31号は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議長 次に、日程第7、議案第32号「農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画(案)の決定について」を上程します。

議長  
事務局

事務局の説明を求めます。

14ページの議案第32号の議案書をご覧ください。

この議案は、伊方町長より令和4年2月22日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権設定の計画が1件で1筆、面積は、1,428㎡です。

それでは、議案を読み上げます。

(議案書朗読)

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。受付番号64番は、地権者から使用貸借人に直接権利を設定するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議長

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第32号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第32号は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、日程第8、議案第33号「伊方町農業委員会農地移動適正化あっせん基準の変更について」を上程します。

議長

事務局の説明を求めます。

事務局

15ページの議案第33号の議案書をご覧ください。資料は、別冊の「伊方町農業委員会農地移動適正化あっせん基準(案)」と「新旧対照表」です。

それでは、議案を読み上げます。

(議案書朗読)

農地移動適正化あっせん基準は、農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づき、農用地区域内の農用地等について、その農用地等の農業上の利用を確保するため、所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転のあっせんを行うに必要な事項を定め、もってその農用地等に関する権利の取得が農業振興地域整備計画に基づき農業経営規模の拡大、農地の集団化、その他農地保有の合理化に資することを目的としています。

この基準は、5年ごとに随時審査を行うこととされており、前回(平成29年3月)の変更認定から5年が経過するとともに、令和3年8月の伊方町農業委員会総会にて、伊方町の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」について変更が承認され、手続き等も終了したことから、今回、県へ変更認定申請の手続きを行うものです。

それでは、別冊の「伊方町農業委員会農地移動適正化あっせん基準(案)」をご覧ください。条文の赤字が、今回の変更箇所となります。

変更内容は、「新旧対照表」で説明しますので、「新旧対照表」をご覧ください。赤字で下線を引いている箇所が変更となります。

1ページの第2条第5項をご覧ください。「農地中間管理事業の推進に関する法律」が改正され、JA等の旧円滑化団体が実施してきた農地利用集積円滑化事業は、農地中

間管理事業へ統合一体化されたことに伴い、「農地利用集積円滑化団体」に関する規定を削除し、「農地中間管理機構等」の用語の定義を「農地中間管理機構」に変更するものです。

以降につきましても、同様に変更しておりますので、説明は省略いたします。

第5条第1項第1号をご覧ください。「農業経営基盤強化促進法」の略称を「基盤法」と定義していたため、当該部分の削除に伴い、改めて、「農業経営基盤強化促進法」の略称を「基盤強化法」に変更しております。

また、現在、農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画について、町から認定を受けた者を「認定新規就農者」と定義しているため、「認定就農者」から「認定新規就農者」に変更しております。

さらに、旧「経営体育成支援事業」の内容は、新たに「農地利用効率化等支援交付金」へ移行されることから、これらの名称を変更しております。

3ページをご覧ください。3ページから5ページまでに伊方町の「基準面積、基準飼養規模、基準資本装備」と、「経営規模拡大の目標」を記載した別表を掲載しております。この別表につきましては、伊方町が作成しております「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づいて作成しておりますが、改正されましたので、その内容に基づき一部修正を行っております。

5ページをご覧ください。様式第2号から第3号、様式第5号から第6号において、押印の省略を可とする変更をしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議長

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第33号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第33号は原案のとおり承認いたしました。

議長

以上で本日の審議は終了しました。

(閉会時間 午後2時20分)